

福井市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第三章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の事務を適切かつ円滑に処理するために、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）および国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年国土交通省令・厚生労働省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第6条の登録の申請を行う者は、共同省令で定める登録申請書（共同省令別記様式第一号）および共同省令第7条に規定する書類を添付し、住宅政策課へ提出するものとする。

2 共同省令第7条第6号に規定する市長が必要と認める書類は、別表第1に掲げる書類（登録の更新にあつては別表第2に掲げる書類を含む）とする。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(登録の通知)

第3条 法第7条第3項の規定による登録申請者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書（様式第1号）により行うものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第7条第4項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録の拒否)

第5条 法第8条第2項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第6条 法第9条第1項の規定による登録事項等の変更の届出を行う者は、共同省令第16条第1項に規定する登録事項等の変更届出書（共同省令別記様式第二号）に同条第2

項に規定する書類を添付し、住宅政策課へ提出するものとする。

(登録簿の閲覧)

第7条 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、住宅政策課において行うものとする。

2 登録簿の閲覧時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧の場所の外に持ち出してはならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、または禁止することができる。

- 一 この規定または職員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、もしくはき損し、またはそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められる者

(地位の承継の届出)

第8条 法第11条第3項の規定による届出を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書(様式第4号)、共同省令第16条第1項に規定する登録事項等の変更届出書および同条第2項に規定する添付書類を住宅政策課へ提出するものとする。

(廃業等の届出)

第9条 法第12条第1項または第2項の規定による届出を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書(様式第5号)および廃止等の内容がわかる添付資料を住宅政策課へ提出するものとする。

(登録の抹消)

第10条 法第13条第1項第1号の規定による申請を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書(様式第6号)を住宅政策課へ提出するものとする。

2 法第13条第1項の規定により登録の抹消を行った場合の登録事業者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書(様式第7号)により行うものとする。

(報告、検査等)

第11条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の事業を開始したときは、速やかに、サービス付き高齢者向け住宅事業開始届(様式第8号)に別表第2に掲げる書類を添えて、住宅政策課へ提出するものとする。

2 法第24条第1項の規定に基づく報告および検査等の実施について必要な事項は、福井市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領で定める。

(指示)

第12条 法第25条各項の規定に基づく指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について（様式第9号）により登録事業者に行うものとする。

2 前項の指示を受けた者は、指示事項について所要の是正措置を講じるとともに、指示に対する是正結果について、サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書（様式第10号）および是正内容がわかる資料を添付し、住宅政策課へ提出するものとする。

（登録の取消し）

第13条 市長は、法第26条第1項または第2項の規定により登録を取り消したときは、法第26条第3項の規定による登録事業者であった者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

（入居者の基準）

第14条 共同省令第3条第2号に規定する市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 要介護認定または要支援認定を受けている入居者の介護を行う者
- 二 入居している高齢者が扶養している児童（満18歳に満たない者をいう。）
- 三 入居している高齢者が扶養している障害者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - イ 身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する者
 - ロ 精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級または2級に該当する者
 - ハ 知的障害の程度が前号に規定する精神障害の程度に相当する者
- 四 その他、市長が特に同居の必要があると認める者

（申請等の手段）

第15条 この要綱に定める申請、届出及び報告の手段については、電磁的記録又は書面により行うものとし、書面による場合、提出部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

全てのサービス付き高齢者向け住宅で添付		
番号	書類の名称	備考
1	各住戸の専用面積を示す求積図および求積表	
2	居間、食堂、台所その他の高齢者が共同して居住の用に供する共用部分の面積を示す求積図および求積表	各住戸の専用面積が25平方メートルに満たない場合
3	法第17条に基づく登録事項等についての説明書	
4	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	
5	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報	
6	建築基準法に基づく確認済証（写）	
7	その他、市長が必要と認める書類	
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合は以下も添付		
番号	書類の名称	備考
8	株主名簿	
9	役員および施設長の履歴書	
10	直近3年の財務諸表	
11	法人およびサービス付き高齢者向け住宅の組織図	
12	関係会社概要	関係会社がある場合
13	運営方針	
14	重要事項説明書	
15	周辺医療機関分布図	
16	運営懇談会会則	
17	長期損益・資金収支計画書（30年間）	
18	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
19	市場調査等による入居者の見込み	
20	情報開示等一覧表	

別表第2（第11条第1項関係）

全てのサービス付き高齢者向け住宅で添付		
番号	書類の名称	備考
1	建築基準法に基づく検査済証（写）	新築・増改築の場合
2	建築基準法に基づく工事完了届（写）	用途変更の場合
3	消防法に基づく消防用設備等検査済証（写）	
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合は以下も添付		
番号	書類の名称	備考
4	緊急時対応表	
5	職種別職員体制表	
6	夜間体制表	
7	従業者の勤務体制および勤務形態が分かるもの（勤務表）	
8	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
9	管理規程	
10	介護サービス一覧表	
11	利用料金表・パンフレット	
12	特定施設利用契約書	特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合
13	特定施設重要事項説明書	
14	特定施設運営規定	
15	防災規程	
16	苦情処理体制表	
17	事故発生の防止のための指針	事故が発生した場合の対応、福井市有料老人ホーム設置運営指導指針12の（8）に規定する報告の方法等が記載されたもの
18	協力医療機関との連携に係る契約書	協力歯科医療機関がある場合は、協力歯科医療機関との連携に係る契約書も含む